

第14回教育委員会（定）

開会日時 平成30年 6月 28日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午後 00時07分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	松 澤 智 昭
委 員	上 野 広 治

出席事務局職員

事務局次長	矢 嶋 吉 雄	地域教育力担当部長	松 田 玲 子
教育総務課長	木 曾 博	学 務 課 長	三 浦 康 之
生涯学習課長	水 野 博 史	地域教育力推進課長	赤 松 健 宏
指導室長	門 野 吉 保	教育支援センター所長	新 井 陽 子
新しい学校づくり課長	佐 藤 隆 行	学校配置調整担当課長	大 森 恒 二
施設整備担当副参事	千 葉 亨 二	中央図書館長	大 橋 薫

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は3名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。

なお、青木委員からはご欠席の連絡が入っております。

それでは、ただいまから平成30年第14回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、矢嶋次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育総務課長、三浦学務課長、水野生涯学習課長、赤松地域教育力推進課長、門野指導室長、新井教育支援センター所長、佐藤新しい学校づくり課長、大森学校配置調整担当課長、千葉施設整備担当副参事、大橋中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、松澤委員にお願いいたします。

本日の委員会は2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第28号 教育委員会の所管に属する施設等に勤務する職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)

教 育 長 日程第一 議案第28号「教育委員会の所管に属する施設等に勤務する職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令」について、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第28号の資料をご覧ください。

教育委員会の所管に属する施設等に勤務する職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令でございます。

上記の議案を提出する。

平成30年6月28日。

提出者は中川修一教育長でございます。

教育委員会の所管に属する施設等に勤務する職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令。

教育委員会の所管に属する施設等に勤務する職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を次のように改正するというものでございます。

詳細は、後ほど教育総務課長から説明いたしますが、改正理由について、資料の4ページ目をご覧ください。

提案の理由でございますが、区長部局が行う「働き方改革」を推進するための施策である「ゆう活」について、教育委員会の施設に勤務する職員についても実

施できるように規定を整備する。

区立小中学校園においては、学校園の実情を考慮し、実施期間を夏季休業期間として実施できるように規定を整備する。

その他、所要の規定整備を行うということでございます。

教育総務課長から、詳細について説明をいたします。

教育総務課長

それでは、詳細について説明いたします。

本件は、区費職員の勤務条件にかかわる規定整備でございます。

いわゆる「ゆう活」は、働き方改革の一環として、国、東京都を初め、民間企業等でも行われております。

東京都の職員である区立学校の教職員については、既にゆう活の仕組みを取り入れているところでございます。

本区のゆう活は、昨年度、試行的に実施いたしました。今年度から全庁的に本格実施することになりました。

昨年度、ゆう活の実施に当たって、区立学校の区費職員については、そもそもの勤務時間の設定が区長部局と違っており、学校現場と課題を共有するいとまがなかったため、実施を見送りましたが、今年度より区長部局と同様に学校現場においてもゆう活を実施できるよう、当該規定の一部改正を行うものでございます。

合わせて、生涯学習センター、郷土資料館、教育支援センター、図書館の規定も区長部局に準じて改正を行います。

学校におけるゆう活の内容でございますが、資料の14ページ目をご覧ください。

こちらが6月21日に代表校長会で議論した内容の資料でございます。

校長会に諮りまして、一定の承諾をいただいているところでございます。

1、実施期間は、学校の休業期間である7月21日から8月31日までといたします。なお、区長部局は7月1日から8月31日までです。

2、対象所属は、全学校・幼稚園で、対象職員は、区費の正規職員・再任用職員です。

3、実施内容です。

(2) 期間中に4日、週1日を上限で実施いたします。

また、(3)の職員については、「ゆう活」実施・未実施を選択できることといたします。

(4) 勤務時間は、全職種固定として、事務職員は従来の勤務時間、午前8時15分から午後4時45分までに加えて、朝方勤務として午前7時30分から午後4時までを加えます。

また、用務・調理職員は、従来の勤務時間、午前8時から午後4時30分までに加えて、朝方勤務として午前7時30分から午後4時までを加えます。

幼稚園職員は、従来の勤務時間、午前8時15分から午後5時までに加えて、朝方勤務として午前7時30分から午後4時15分までを加えることといたします。

なお、学校以外の教育委員会事務局職員については、区長部局に準じて、勤務時間を従来のA勤務として午前8時30分から午後5時15分まで、B勤務として午前8時45分から午後5時30分までに加えて、C勤務として午前7時30分から午後4時15分まで、D勤務として午前8時から午後4時45分までを加えるものでございます。

以上の内容について、規定の整備を行います。

資料の5ページ目をご覧ください。

こちらが新旧対照表です。

左の欄が改正後の内容になっています。

まず、小学校、中学校の学校事務に従事する職員について規定されておりますが、下から3行目、夏季休業日にあつては、午前7時30分から午後4時まで又は午前8時15分から午後4時45分までを加えています。

以下、資料の6ページ目の小学校、中学校の調理・用務職員、その下、特別支援学校という表記のものが、天津わかしお学校の学校事務職員、また、資料の8ページ目になりますが、同用務職員、続いて、資料の9ページ目になりますが、幼稚園事務職員についても同様の形で規定整備を行います。

その下から資料の13ページ目まで、生涯学習センター、郷土資料館、教育支援センター、図書館については、区長部局に準じた内容で規定整備を行う内容になっております。

なお、職務の遂行上、特に実施が困難な所属は所属長の判断により実施しないことができるとされておりまして、教育委員会では、中央図書館、生涯学習センター等のローテーションの職場については実施する予定はございません。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

上 野 委 員 それぞれ夏季休業日のところで、その割振りは、教育長が定めるとなっているのですが、結構大変ではないかなと思います。どちらにするのかということですよ。

教育総務課長 基本的には所属の判断ということになります。

上 野 委 員 所属の判断にした方が良くと思いますが、最終的には教育長の考えということですよ。

また、以前も少し発言させていただいたのですが、区でスタートするというのはなかなか難しいことだなと思います。学校では年間を通じて、フレキシブルに考えるようなことをもう少し検討できないのかなと思います。夏季休業日に朝から出勤して、16時までというような就業時間が本当に必要なかどうか。

ただし、この期間以外には大変な激務の状況があつて、問題になっているわけ

ですから、年間を通じて考えると色々な工夫ができるのではないかなと思います。

先生方も、年間の見通しをしっかりと把握できれば、ある時期はどうしても時間が必要であるので我慢して乗り切るなどという考えもできるかなと思います。

そのうえで、その時期を徐々に改革していけば良いのではと思っています。

私の大学では、試験や入試の時期などによって、事務関係も、通常9時間体制のところと7時間体制のところとが、かなりフレキシブルになっているようなこともあります。

朝の時間帯の出勤についてもフレキシブルになってきているなどと聞くと、教員とは全く違った部分になっていきますので、なかなか難しいとは思いますが、将来的に、過重労働にならないための改革案としては、1つ検討していただきたいかなと思います。

教育総務課長 勤務条件に関することですので、ハードルが高い部分もありますが、働き方改革の1つの手法ですので、それが年間に広がるのかどうかという部分も含めて、私どもだけではなく、区全体として対応について考えていきたいと思っております。よろしくお願いします。

教 育 長 では、お諮りします。日程第一 議案第28号につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○議事

日程第二～ 請願第1号～ 板橋区の教科書採択に関する請願
日程第十二 請願第11号

(指導室)

教 育 長 続きまして、日程第二～日程第十二 請願第1号～請願第11号「板橋区の教科書採択に関する請願」について、指導室長から一括して説明願います。

指 導 室 長 請願第1号から第11号「板橋区の教科書採択に関する請願」について説明いたします。

請願第1号から第11号までは、団体名、代表者名はそれぞれ別ですが、請願内容は同一の文書となっております。

それでは、内容についてご説明いたします。

請願の団体名、代表者名はそれぞれ記載のとおりです。

請願項目の1点目は、中学校道徳教科書の採択にあたっては、教育の専門家、実践者として直接子どもたちに授業を行っている現場教職員の意向と、区民の意見を十分尊重し採択してください、というものです。

2点目は、教育委員会での教科書採択にあたっては、無記名投票などに依らず、これまでどおり話し合いによる合意を尊重するとともに、区民・保護者、教職員への説明責任を十分に果たしてください、というものです。

3点目は、道徳教科書を選ぶにあたって、3つの項目があります。

ひとつ、個人の尊厳と人権・平和と国際友好を尊重し、日本国憲法における「思想・良心の自由」、「信教の自由」、子どもの権利条約における「価値観ならびに自己の文明と異なる文明に対する敬意」の尊重。

ひとつ、教材に含まれる歴史的な事実、科学的な事実、合理的な判断の検証。

ひとつ、特定の結論に誘導せず、授業における自由と創造を可能にする教材の尊重というものです。

そして、今後の教科書採択に向けて、2点の請願項目があります。

1点目は、現場教職員が使用を希望する教科書を検討のうえ意思表示しやすいように、学校移動展示も含む閲覧方法や閲覧時間を確保するなど確実な意見収集の方策を整えてくださいというものです。

2点目は、教職員や区民・保護者が新しい教科書を広く検討し、意見表明できるよう、教科書閲覧の会場（現2カ所）、閲覧時間をさらに拡大してくださいというものです。

請願理由は記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

それでは、請願項目に関する教育委員会における教科用図書採択の取扱いについてご説明いたします。

請願項目の1点目についてですが、現場教職員の意見として、学校ごとに学校調査研究資料を作成し、報告案件として教科用図書審議会答申の中で教育委員会に報告されること。

また、道徳授業の専門性の高い教員を委員とする教科用図書調査委員会による調査報告書も教科用図書審議会答申の中で教育委員会に報告されること。

さらに、区民保護者の意見については、平成30年6月5日から6月28日までの期間に、板橋区教科書センターと成増アートギャラリーにおいて教科用図書展示会を実施し、区民の方にアンケートを記入していただき、その内容も教科用図書審議会答申の中で教育委員会に報告されることから、採択にあたっては、教職員や区民、保護者の意見を参考にした協議がなされるものと考えております。

2点目についてですが、教科用図書の採択にあたっては、これまでどおり合議制の執行機関として、委員による議論を行い、合議により様々な意見や立場を踏まえた意思決定を行えると考えております。

また、教科用図書を採択する際も教育委員会は公開され、議事録も公開していることから、説明責任を果たしていると考えております。

3点目の配慮事項についてですが、教科用図書の採択は文部科学省の検定審査に合格した図書の中から行われます。

検定審査では、自立した人間、公共の精神を尊び国家・社会の形成に主体的に参画する国民、国際社会を生きる日本人の育成をめざす教育基本法や学校教育法、学習指導要領に示す目標などに照らして適切であるかどうか審査されています。

具体的な基準としましては、引用、掲載された教材、写真、挿絵資料などは信頼性のある適切なものが選ばれており、その扱いは公正であること。

「特別の教科 道徳」については、さらに次の条件があります。

学習指導要領で示す題材の全てを教材として取り上げていること。

多様な見方や考え方のできる事柄を取り上げる場合には、その取り上げ方について、特定の見方や考え方に偏った取扱いはされておらず、公正であるとともに、児童または生徒の心身の発達段階に即し、多面的・多角的に考えられるように適切な配慮がされていること。

これらのことから、十分な配慮がなされていると考えております。

次に、今後の教科書採択に向けた請願の1点目についてですが、教員の研究用に5カ所の学校を会場とした展示を行っております。さらに、板橋区教科書センターや成増アートギャラリーでも教職員が閲覧できるようにしております。

学校での展示は、教職員の勤務時間も踏まえ、学校の管理上、会場となる学校の都合に合わせて、午前9時頃から午後4時45分頃までとしておりますが、板橋区教科書センター及び成増アートギャラリーは午後5時まで、また土日も開館しておりますので、教職員の閲覧にも配慮した体制を整えております。

2点目についてですが、現在は法定展示として国が規定している14日間に加え、東京都教育委員会からの通知に基づき、特別展示期間としての10日間を合わせて、板橋区教科書センターで、土日も含めた24日間の展示を行っております。

また、法定展示場所の板橋区教科書センターが都営三田線沿線であることから、それとは別に、本区独自に区民・保護者が閲覧できる会場として、東武東上線沿線の成増アートギャラリーを展示会場として設置し、閉館日の第三月曜日を除き、板橋区教科書センターと同じく、土日も含めた期間、多くの区民や保護者の皆様に閲覧していただけるよう展示しております。

展示会場の増設についてですが、区に配付される教科用図書見本本の数が12セットと決まっています。

この12セットのうち、5セットを教育長と教育委員の皆様用、5セットを学校展示用、残りの2セットを一般の展示用として使用することから、閲覧会場を増やすことは困難です。

また、展示期間の拡大につきましては、見本本が届いてから教科用図書審議会での審議や、教科用図書調査委員会での調査研究、各学校の調査研究、そして教育委員会での協議など、採択までの日程を考えたとき、現在のスケジュールを延ばすことは困難な状況です。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 教科書の採択につきましては、これから具体的な論議が始まる場所ですので、教科書選定作業を適正、かつ公正に進めるためにも、今回の請願につきましては、

継続という形でよろしいのではないかと思います。

教 育 長 ほかに質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 では、お諮りします。日程第二から日程第十二 請願第1号から請願第11号につきましても、現在、教科書の審議を行っておりますので、教科書選定作業を適正かつ公正に進めるため、継続審議とすることでご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○報告事項

1. 平成30年第2回定例会一般質問通告一覧表（教育委員会関係）

(資料・次長)

2. 文教児童委員会運営次第（平成30年6月8日）

(資料・次長)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取いたします。報告1「平成30年第2回定例会一般質問通告一覧表」につきまして、及び報告2「文教児童委員会運営次第（平成30年6月8日）」につきまして、一括して、次長から報告願います。

次 長 はじめに、第2回定例会の要旨について報告をさせていただきます。

資料「平成30年第2回定例会一般質問通告一覧表（教育委員会関係）」をご覧ください。

第2回定例会で行われた一般質問の要旨の説明をさせていただきます。

資料の1ページのとおり、13名の方が一般質問に立ちました。

そのうち、10名の方が教育委員会関係の質問をされたところでございます。

資料の2ページから、簡単に要旨を説明させていただきたいと思っております。

まず、共産党の山内えり議員から、学校給食の無償化を求めてというようなご質問がございました。

無償化する自治体が増えていることに対する区の見解や、給食費の完全無償化に対する見解を求めるということでございます。

これに対しまして、まず、無償化する自治体が増えていることについてですが、文部科学省は、昨年度、公立小・中学校の給食無償化に関する全国調査を初めて実施したが、その調査結果はまだ公表されていない。

そのため、現時点では学校給食を無償化する自治体が増えている理由を明確に分析することはできないが、無償化については、比較的人口規模の小さい自治体で広がっていると認識しているとお答えしております。

また、給食費の完全無償化に対する見解ですが、平成29年度の小中学校の就学援助認定率は、合計で約三割であり、その世帯は学校給食が既に無償化されている。

一方で、学校給食を所得制限なく無償化するためには、年間十億円以上の新たな経費が必要となる。

今後、小中学校の改築や大規模改修、児童・生徒数の増加が見込まれていることなどを踏まえると、学校給食の完全無償化については、慎重な調査・研究と判断が必要であると考えているとお答えしております。

続いて、資料の4ページの一番下をご覧ください。

自民党の田中しゅんすけ議員からですが、教育課題についてということで、小中一貫教育について、及び小中学校の改修・改築についてのご質問がありました。

まず、小中一貫については、板橋区のめざす小中一貫教育とはどのようなものなのか、及び高島第三中学校で、色々と呼称を変えるなどの取組があるが、全区的に広げていくのかといったような趣旨でのご質問でございました。

これに対しまして、板橋区のめざす小中一貫教育は、中学校区を基本とした学びのエリアの小中学校がめざす子ども像及び基本方針の設定・共有、9年間を見通した教育課程の編成等により、系統的な教育を実践していくものである。

各学びのエリアでは、児童・生徒、教員間の交流のほか高島第三中学校での学年表記の工夫など、様々な小中一貫教育実践事業に取り組み始めている。

2020年度からの本格実施に向けて、その成果や課題を学校と教育委員会で共有、検証し、全体での取組と学びのエリアの特色を組み合わせ、小中一貫教育を推進していく考えであるとお答えしております。

続いて、小中学校の改修・改築について、対象校をどのように決定していくのかというご質問がございました。

これに対しまして、次期対象校の選定にあたっては、昭和30年代建築で改築も大規模改修も未実施の学校を基本としつつ、施設の長寿命化を図る視点、小中一貫教育への対応の視点、適正規模・適正配置の視点など、長期的視野を持って、適切に学校施設が整備できるよう検討を進め、決定していくとお答えしております。

続いて、資料の6ページ目をご覧ください。

同じく、自民党の佐々木としたか議員からです。

まず、資料の6ページ目の一番上ですが、都市間交流の発展についてということで、ペナン州及びクアラルンプール市との交流拡大についてというご質問がございました。

その中で、青少年教育交流協定の話合いについて進めたらどうかというご質問でございしますが、平成29年度板橋区中学生海外派遣事業では、派遣生徒一人一人が板橋区の代表として、ペナン州でのホームステイや現地校等を訪問し交流した。

平成30年度については、ペナン島における現地校での滞在時間を半日増やし、生徒同士の交流を一層充実させ、深める予定である。

将来的な交流協定も見据えながら、まずはホームステイや生徒間交流の内容を充実させていくとお答えしております。

続いて、資料の7ページの上から2番目のところです。

リーディングスキルテストの導入について、このテストを導入すべきであるというご提案を受けております。

これに対しまして、平成29年度の全国学力・学習状況調査の平均正答率が、ほぼ全国平均に並んだ。一方、東京都の学力調査結果から、読み解く力に課題があることが明らかとなった。

そこで、リーディングスキルテストを導入し、児童・生徒の実態を把握するとともに、読み解く力を育成する取組を研究・実践していく。

なお、引き続き、フィードバック補助教材等を活用しながら、全ての学習の核となる読み解く力を小中学校9年間を通して育成し、学力向上を図るとお答えしております。

続いて、デジタル教科書についてのご質問がございました。

デジタル教科書の導入実態について、及びデジタル教科書の本格導入に向けての教育委員会の取組についてのご質問でございます。

まず、導入実態についてでございますが、教育委員会では、小学校全学年に算数科、中学校全学年に数学科及び英語科の指導者用デジタル教科書を整備している。

その他の教科については、各校ごとの令達予算の中から実情に合わせてデジタル教科書を購入している。

こうしたデジタル教科書を効果的に使い、学習効果を高めるために、教育委員会では、デジタル教科書操作講習会等を実施し、効果的な活用事例を紹介しているとお答えしております。

続いて、今後の教育委員会の取組についてでございますが、デジタル教科書には、指導者用と学習者用の2種類があり、先般、学習者用デジタル教科書を正式な教科書と同様に使えるよう認めた改正学校教育法が成立したが、学習者用デジタル教科書は無償としないとされている。

学習者用デジタル教科書の導入には、タブレット端末のさらなる整備が前提となり多額の経費がかかるため、関係各課と連携しながら、導入に向け調査・研究していくとお答えしております。

それから、資料の8ページの一番上ですが、今後の計画についてのご質問がございました。

これに対しまして、板橋区はこれまで、国が提唱する「第2期教育振興基本計画」に掲げられている水準を目標に、学校ICT化に向けた環境整備を行ってきた。

今後は、特別教室や少人数指導教室に電子黒板を整備するとともに、国の整備方針に基づき3クラスに1クラス分のタブレット端末を整備し、児童生徒一人一人に情報活用能力を身に付けさせたいと考える。

こうした十分な機器整備を行うには、多額の経費が必要となるため、国や東京

都からの補助金がない状況では非常に厳しい現状にあり、既存のICT機器をより効果的に活用していくとお答えしております。

続いて、同じページのその下の段です。

公明党の中野くにひこ議員から、特に不登校対策についてのご質問がございました。

まず、フレンドセンター改革についてのご質問でございます。

これに対しまして、フレンドセンターは、様々な理由で学校に行くことができない児童・生徒の学びの場であり、一人一人が安心して過ごせる居場所ではなくてはならないと考える。

そこで、昨年度、運営方法を見直し、学習方法や学習内容を自分で決めたり、私服でも通ったりすることができるよう、様々な改革を行ったところである。

今後、さらに、小学生の通級方法を見直すとともに、ボランティア活動などの自己有用感を高める活動を推進するなどし、一層の工夫・改善を図っていくとお答えしております。

また、調布の事例を研究されておまして、分教室の形の不登校特例校の整備についてのご質問もございました。

これに対しまして、不登校児童・生徒一人一人の状況は様々であり、その子どもに合った支援を行うことが社会的自立へとつながると考える。

そのためには、家から外へ出て安心して過ごせる居場所としてのフレンドセンターに加えて、子どもの特性や能力を生かして学ぶ特別な教育課程を編成することも必要である。

そこで、まずは、分教室の形の不登校特例校の設置に向けて検討を行っていくとお答えしております。

それから、資料の9ページをご覧ください。

公明党の松岡しげゆき議員から、学校における働き方改革に関する緊急対策についてということで何項目かご質問を受けております。

まず、部活動の関係でございますが、指導補助員制度の改善すべき点についてのご質問でございます。

これに対しまして、これまで、部活動指導補助員の業務は、技術的な指導の補助に限定されていた。

そこで、平成30年4月に「部活動の指導補助員の取扱い要綱」を改正し、保護者への連絡や大会への運営協力など部活動指導補助員の業務を拡大し、教員の負担軽減に努めているとお答えしております。

資料の10ページをご覧ください。

教員の勤務時間管理の徹底・適正な勤務時間の設定ということで、管理システムの導入についてはどうかというようなご質問がございました。

これに対しまして、今年度は、予算の範囲内で在校時間の把握・集計ができるパッケージソフトを複数校に導入し、システムによる在校時間の管理を試行する。

今後は、試行の状況を踏まえ、区立全学校園への在校時間管理システムの本格導入をめざして、検討を深めていくとお答えしております。

また、教職員全体の働き方に関する意識改革ということで、管理職のマネジメントはもとより、多様な取組が求められると考えるが、見解はどうかというご質問がございました。

これに対しまして、教職員の意識改革や職務に専念できる環境整備などの取組を推進するため、今年度中に働き方改革に関する実施計画を策定していく予定であるが、学校を取り巻く課題がますます多様化・複雑化する中、教育内容や教職員の役割を新しく積み重ねるばかりでは、働き方の課題解決にはつながらない。

教職員の意識改革などに合わせて、保護者・地域と課題を共有しながら、校内における事務事業の見直し、コミュニティ・スクールの導入など地域との協働体制の強化にも努めていく必要があるとお答えしております。

以上が、一般質問に関する質疑の内容でございます。

続いて、資料「文教児童委員会運営次第（平成30年6月8日）」をご覧ください。

6月8日に行われた文教児童委員会での内容を簡単に報告させていただきたいと思っております。

まず、資料の1ページが当日の次第でございます。

5、陳情審査がございまして、教育委員会関係では3本の陳情を審査したところでございます。

まず、陳情第182号でございますが、あいキッズのおやつ提供時間を午後4時からでも可能とすることを求める陳情を審査したものでございます。

これに対しまして、区の対応でございますが、きらきらタイムとさんさんタイムに登録している児童の交流時間を確保することが必要になること。同じ時間に補食を食べる児童と食べない児童がいると、児童が不公平感を抱く可能性があること。

それから、食物等アレルギー状況を把握していないさんさんタイム登録児童や、補食提供がないきらきらタイムの活動をする中での補食の提供は、アレルギー対応等の安全性上、難しい点があるというようなことを説明させていただきました。

以上のような理由から、午後5時以前のおやつ提供は、現時点では考えていないとご説明させていただいたところでございます。

これに対しまして、議論はありましたが、賛成多数で継続審査ということになりました。

続いて、陳情第183号と第184号でございますが、それぞれあいキッズの利用児童等及びあいキッズの受託職員に対してアンケート調査を行って、その結果をあいキッズ事業の改善に反映させることを求める陳情を審査したものでございます。

まず、利用児童等に関するアンケート調査の実施でございますが、あいキッズが、さらに魅力のある運営へと改善し、事業の品質向上につなげるため、現状では全52小学校の児童と保護者を対象に利用者満足度調査を実施している。

また、その調査結果は運営の改善につなげるため、委託法人に還元している。

今後も利用者満足度調査を継続し、円滑な運営やサービスの向上に活かしていくとご説明させていただいたところでございます。

その結果、今後については賛成多数で継続審査ということになっております。

一方で、受託法人の職員に対してのアンケート調査でございますが、委託者である板橋区から直接アンケートを行うことは、指揮命令上、問題とされる可能性があり、職員に対するアンケートは実施しない方向で考えている。

ただし、引き続き、受託法人とのヒアリング等を通じて、運営の質、魅力、利便性をさらに高める努力を行い、児童や保護者の満足度の向上をめざしていくとご説明させていただいたところでございます。

これに対しまして、賛成者なしということで、この項目については不採択ということになりました。

続いて、6、議案審査がございますが、議案が2本ございます。

まず、議案第50号「東京都板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」ということで、以前、ご説明させていただきましたが、中学校を卒業した者でも、一定の業務経験を経た者については、放課後健全育成事業、ここでいうあいキッズの支援員として勤務を可能とするといった内容でございますが、これについては全会一致で原案どおり可決ということになりました。

続いて、議案第55号「東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例の一部を改正する条例」ということで、内容につきましては国が進める幼児教育の無償化拡大措置等に対応するため、子ども子育て支援新制度へ移行した幼稚園の保育料を減額するものでございまして、本年度はいわゆるC1階層に該当する世帯に対し、保育料について月額無料とするという改正を行うものでございまして、これについても全会一致で原案どおり可決ということになりました。

7、報告事項でございますが、教育委員会関係で大きなものとして、(1)平成30年度あいキッズ登録・利用状況について、それと(4)板橋区立小・中学校の学級編制状況及び幼稚園園児数についてご報告させていただきましたが、質疑の詳細については、資料をご覧いただければと思っております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 資料「平成30年第2回定例会一般質問通告一覧表」の8ページに、分教室の形の不登校特例校の整備というところがありましたが、大原と成増のまなぼーとをサークルフェスティバルがあるときに訪問した際、不登校の子どもたちが学習をしたり、フェスティバルのお手伝いをしたりという形で利用しているのを何人か見かけました。

また、今年から中学校の校長先生でいらっしゃる方が担当として両施設に配置されているので、まなぼーとが不登校の子どもたちの居場所のひとつになり得るのかどうかということも、これから検討していただきたいなと思いました。

もう1点ですが、同じ資料の7ページに、特別支援学級児童の野外教室活動の参加についてのご質問がありました。一回だけ特別支援学級の子どもと一緒に野外活動に行ったことがありました。二泊三日の行程で、参加した子どもからは楽しく過ごせたという声は聞くことができたのですが、実際に日常の生活を見てみると、とても不安そうな場面をたくさん見ました。

やはり通常級の子どもたちと同じように指導するために、日程の指示や、ゲームの説明など、色々なことが一遍にたくさんの量を、しかもすごいスピードで説明をするので、その説明が理解できなくてとても困っている場面をたくさん見ました。

そのほかにも、この野外教室活動だけではなくて、一般の青健行事や地域行事の中にも、なかなか特別支援学級の子どもが参加する例というのは少ないように感じています。また、ジュニアリーダーについても、そうした子どもたちがなれるのかというような問い合わせをいただいたということも聞いております。

やはり、地域の中でこれから子どもたちを育てていくということで、そうした部分で、地域の方たち、また、それを所管するようなどころでも、知識や情報をもっと得る必要があるのではないかなと思いました。

そうした部分と、またアレルギーについても、食事以外のおやつなどを提供する場面もあるので、正しい知識を地域の中にも浸透させていくことが必要なのではないかなと思いました。

続いて、資料「文教児童委員会運営次第（平成30年6月8日）」の中の、あいキッズの補食に関することで、私はあいキッズによくお邪魔するのですが、退室時間について今回の議論の中であまり触れられていないのですが、子どもたちがあいキッズに来る時間も、学年によっても、また運動会が近いときや、夏の期間など、季節によって一定ではないですし、あいキッズから帰る時間も、必ず午後5時や4時半ということではなくて、それぞれが自分たちの申請した帰る時間があって、本当に30分置きに、3時半帰りの子ども、4時帰りの子どもというように、帰る子どもたちを集めてきちんと整列させて、確認をしてから校門まで、もしくはもう少し先まで送っていくような場面を見ていて、やはり5時になったら落ち着いて補食の準備などの体制がようやく整うなど実感として感じています。子どもたちの入室については書いてあったのですが、退室については書いていないので、その実態なども議員の皆様などに説明して、その時間はあいキッズ内が慌ただしく、とても混乱しているというような状況も説明していただけたら良いのかなと思いました。

教 育 長 ありがとうございます。まず、学校に通えない子どもたちの居場所づくりというところでは、昨年度フレンドセンターはかなり改革をしているというところですが、生涯学習センター、まなぼーとの活用等を含めて、どのような形で捉えているかお聞かせください。

教育支援センター所長 不登校の子どもというのは、その子ども一人一人によって、本当に状況が異な

っていて、そのためにその子どもに応じた支援と居場所が必要だと思っています。

まなぼーとについては、学校らしくないところで、そして小中学生とのかかわりも自分で決めてかかわれるような良さがあるので、子どもにとってはここが居場所のひとつになっていると私も思っております。

フレンドセンターというのは、元の学校には戻りたくないけれども、学校に近い場所で、少し同級生もいる中で、学び、かかわりを持てるというところでは、このフレンドセンターの良さもあると思っています。

ただ、あまりにも学校という意識が強く、学校の決まりが強く出てしまうと、そこにいられないような子どもも出てくるので、私どもとしては、なるべく家から出ることを目的にし、時間についても遅く来ても良いし、午前中だけで帰っても良いというような改善を行ったところです。これは私服についても同様のことが言えます。

それから、少し外に出ていくことも考えていきたいということで、ボランティア活動なども、子どもたちに個別に働きかけながら行っているところです。

小学生の不登校の子どももかなりいるのですが、実際には保護者が付き添いでないと登校できないということから、現在、2学期からに向けて、保護者同伴でなくても通ってこられるような方法を検討しているところです。

生涯学習課長 生涯学習課からご説明させていただきます。

まず、まなぼーと大原・成増につきましては、不登校の子どもたちの居場所として認知されつつある状況がございます。現在、子どもたちの主体性を尊重して、活動を見守っているという状況でございます。

ご指摘いただいたとおり、指導員の中には教員のOB、OGもおりますので、学習支援ということも、現在できている状況でございます。また、「学びiプレイス」中高生勉強会の会場でもございますので、連携してつなぎ合わせをしているところでございます。

先日、指導主事の先生方も、まなぼーと大原・成増に来て様子を見てくれている状況でございます。今後どのような対応が必要になるのかは検討が始まっているところでございます。

教 育 長 フレンドセンターはこの広い板橋区の中に1つしかなく、生涯学習センター、まなぼーとが2つ、それでもまだ3つしかない。そうした状況の中で、教育委員会が持っている施設も含めた全区的な展開が広がっていくと、子どもたちにとって、近くに居場所ができるというところでは、さらに発展的な考え方も必要なかなと思っています。

それから2つ目なのですが、青少年健全育成事業にかかって、今回、特別支援学級に通っている子どもへの対応など、それから食物アレルギーのある子どもへの対応などといったことですが、こうしたことに研修などは行っているのでしょうか。

地域教育力推進課長 青少年の健全育成等で、障がいを持つ子どもを引率等する際のお話ですが、研修等は特に行ってはおりません。

引率等する前に、アンケート等をとって確認しているのですが、そのうえでどこまでできるのかということは、それぞれの青少年健全育成の方で判断しておりますので、障がい等の程度によっては、少しご遠慮いただきたいなど、どうしてもそのような対応にならざるを得ないところもございます。

教 育 長 夏のキャンプ等があるということであれば、そのイロハといいますか、基本的な知識といったものは、ある程度青少年委員の皆さん等には持ってもらうことが必要ではないかなと思います。

青少年健全育成地区委員会の会長さんたちには、AEDの使い方の講習などもありますので、その辺りに関連して、もう少し詰めていただいて、もし必要であればそうした研修をするなどの対応をお願いしたいと思います。

地域教育力推進課長 アレルギー等の基礎的な部分についてはもう職員等も承知しているはずなので、そこから、それ以上のものについてどこまでやるのかというようなことですが、なかなか実体に応じて対応できていないというところが現実であります。

松 澤 委 員 私が以前、青健の役員会などに出たときは、学務課の方が来られていて、アレルギー対応の説明会をされていたと記憶してまして、そうしたことをやっている地域があるということ把握していらっしゃるということは、地域の方から依頼をしてやっているのかなと思うので、働きかけをしていただければ、ご興味がある保護者は多いかなと思いますので、どんどんやっていただければ良いかなと思います。

学 務 課 長 年に1回、保護者向けのアレルギー講習会は実施しておりますが、そのほかに青健等でのご要望があれば、当然、栄養士等の派遣は可能と考えております。

教 育 長 その辺りは、また連携していただいて、お願いしたいと思います。

松 澤 委 員 中野くにひこ議員からのご質問のところで、少し農業のことが触れられていたのですが、資料の12ページに収穫体験という言葉が出てきておりまして、やはり収穫する成功体験だけということよりも、収穫するまでの期間の大変さ、例えば、作物を育てるうえでの失敗ですとか、そうしたことが、今後の教育には必要になってくるのかなと思ひまして、今までは先生が正解を教えて、それを覚えて、正解にできる子どもが、必要だったと思うのですが、これからの社会はゼロから生み出す、農業というのは、何もしないと作物はできないですよ。

種をまいたり、土をつくったり、ゼロから生み出していってそれを製品にする、その大変さというものを子どものときから教えていくことができるような環境づ

くりができれば、先ほどのアレルギーの問題もそうなのですが、色々な作物があり、病気になる時期などもありますので、そうしたことも含めて、子どもたちから色々な生き物などと触れ合う機会が、今は少なくなってきたと思います。ですから、そのような機会を持っていただくのはとても良いのではないかと感じました。

学務課長 板橋ふれあい農園会給食ということで、年4回実施をしておりますが、昨年度初めて、実際に生産物をつくっておられるふれあい農園会の方々が学校に行って、子どもたちと一緒に給食を食べるという取組をいくつかの学校で始めております。そういう場では、つくる大変さや、実際の体験談なども話していただきながら、農作物の理解を深めていただいているということもありますので、今年度も継続して実施しておりますが、そういう点を少しずつ増やしていきながら、子どもたちに対して食への理解を深めていきたいと考えてございます。

上野委員 教員の勤務時間管理の徹底、適正な勤務時間の設定というところで、先般お聞きすると、学校ではタイムカードがないという状況の中でのこの回答であると、やはり把握、集計ができるパッケージソフトといたしますか、すなわちタイムカードですね。そうしたものがあれば、管理職がこの人は何時から出勤していて、何時間オーバーだから産業医にかかりなさいというレベルなのかどうかというところが想像つくのではないかと思います。

教育総務課長 基本的に、今まで時間管理ができるツールがなかったため、管理職も含めて教職員自身は時間管理という意識が不足しているのではないかと考えています。そのため、まずは意識していただくことから始まって、その後に校務改善につなげていく、さらに今回、肝になるのが、今までは校務改善等施策を講じた結果として軽減された時間について、先生たちは使命感からさらに仕事を積み上げて、仕事を増やしていくことがあったのではないかなと考えています。そうしたところも含めて、学校現場においても議論していただきたいと思っています。

上野委員 やはり教員の立場に立って考えていっていただくということが、非常に重要なことだと思っています。

そう思う理由なのですが、今、資料などのほとんどがデータ化されています。教員としては、何も問題なくメモリースティック等を持って帰り、家で教材研究などを行いたい。ところが、個人情報紛失等の様々な問題が起きて、持って帰ることができないようになり、結果として、全て学校でやらないといけない。

こうなると、帰ったふりをしてタイムカードだけ押して、残って作業をするようなことが起こり得る。これでは全く逆効果ですよ。

ですから、もう少し何か違った形で、対応を考えないといけないと思います。単純にメモリースティック等の問題から、先生方もどうしたら良いのかと迷う

ところだと思います。クラブ活動等もある中で、全て終わった後、家でゆっくり行おうというような考えもあると思います。

私も経験上、夜が弱いので朝に集中して取り組みたいと思うので、朝早く起きて時間をつくるしかないと思うわけです。それでは、学校に早朝から入れるかといいますと、やはり入れないという状況もあると思うので、やはり教員の意見も吸収しながら、単にタイムカードによって、勤務時間を管理していき、勤務時間がオーバーしたら、産業医にかかるよう促す。そのような対応では、また問題が複雑化して次の手段を講じる必要が出てきてしまう事態が見えているような気がします。

教 育 長 次の内容にもかかわるので、また、そのときに詳しくお願いしたいと思います。

高 野 委 員 さきほど少し話が途中になってしまいました特別支援学級の子どもたちの件なのですが、これから地域の中で子どもたちを見ていくということもあるので、私は特別支援学級に通う子どもたちが地域の中にもっと参加できるようにしていかなければいけないし、そうした意識をもっとまちの方たちが持っていかないとと思っています。

自分で行ってみて、本当に自分自身もそうした子どもたちと過ごして、すごく意識が変わりましたし、また、子どもたちを見ていて、同じ班の中で3日間一緒に生活することで、子どもたちの中にも意識の変わった部分もあったと思います。

全部の学校に特別支援学級があるわけではなくて、そうした子どもたちと全く接触しないでずっと生活していくことが多いので、参加した子どもたちにとっても、インクルーシブということについて学ぶ良い機会にもなっていたと思います。多様な子どもたちをどのように受け入れていけば良いのかですとか、そのような意識を持っていただくことは実際にはなかなか難しいとは思いますが、とても大切なことだと思います。

その意識を持っていただけるような研修ですとか、働きかけのようなものについては、必要なのではないかなと思いました。

地域教育力推進課長 私どもでも、今、委員がおっしゃったようなことで対応できるように地域の方とはやりとりをさせていただいております。地域の方もそれぞれ責任を持って、対応できるものについては、現に受け入れていることもありますし、少しケアが必要であれば、対応していきたいという考えは持っています。

ただし、非常に難しいところが、何日もの間一緒にいるということになると、例えばアレルギーであれば、宿泊先で代替食を出したり、除去食にしたりですとか、また、おやつに関しても、一つ一つアレルギーを全部確認するというところで、非常に負担が大きいところです。

簡単なものであれば、ある程度対応できますが、そうした意味で、私どもで申し上げたのは、やはりその子ども一人一人の特性に応じて、対応できるものときかないものがどうしてもございますというようなお話をさせていただいたつもり

だったので、簡単なものについては、地域の方でも、今、委員がおっしゃったような感覚で捉えております。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 板橋区立学校における教職員の働き方改革推進プラン策定基本方針について
(総-1・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告3「板橋区立学校における教職員の働き方改革推進プラン策定基本方針」につきまして、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 それでは、「総-1」でございます。

板橋区立学校における教職員の働き方改革推進プラン策定基本方針について説明いたします。

まず、1、策定の目的ですが、今般、文科省及び東京都教育委員会においても様々な動きがございました。これを受けまして、板橋区教育委員会といたしましても、働き方改革プランを策定し、具体的な施策を推進していくものでございます。

2、計画の位置づけです。

資料の2ページ目の上段に図式化してございます。

「板橋区立学校における働き方改革推進プラン」については、図の右下のところにありますが、東京都教育委員会の「学校における働き方改革推進プラン」と整合していきたいと思っております。

図に支援という表記がありますが、今回、東京都では補助事業として様々な対応をしております。これに対しまして、板橋区でも補助事業を活用した事業を進めていく予定でございます。

また、図の左にあります「板橋区特定事業主行動計画」は区長部局であれば区長、教育委員会では教育長など、任命権者ごとに策定しているものでございます。既にあるものですので、こちらと整合・連携を図っていきたいと考えています。

3、学校における教職員の働き方改革の目標です。

こちらの中段の表にありますように、東京都全体と板橋区調査校ということで、週当たり在校時間が60時間以上の教諭の割合が記載されております。60時間がいわゆる「過労死ライン」と言われているものですが、小学校でもほぼ東京都を超える形になっています。

一方、中学校では東京都よりもやや低いですが、60%程度で、資料の2ページ目の下から4行目のところですが、区教委といたしましては、この「過労死ライン」相当の長時間労働の解消をめざすことから、都プランが設定した目標を共有し、当面の目標を「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにす

る」と設定するものです。

資料の次のページです。

4、計画の対象期間ですが、この働き方改革推進プランについては、今年度策定いたします「いたばし学び支援プラン2021」の最重点の取組であることから、この「いたばし学び支援プラン2021」と整合していく形になりますので、平成31年度から33年度の3年間といたします。

5、計画策定に向けた基本的な考え方・取組方針ですが、まず、(1)基本的な考え方については、教員の長時間労働はこれまでも社会的な課題として誰もが認識しており、板橋区においても「教員の子どもと向き合う時間の確保」、「研究時間の確保等による質の高い授業の実現」という視点のもと校務支援システムの導入など校務の効率化等を進めてきています。

区プランは教職員の働き方そのものを見直すという視点のもと、教職員の心身の健康保持と「誇り」と「やりがい」を持ちながら教育活動に従事するためのワーク・ライフ・バランスの実現をめざしていきます。

資料の次のページです。

(2) 各関係機関の役割についてです。

下のところに図がありますが、まず、学校はワーク・ライフ・バランスの実現をめざしていただきたいと思っております。学校管理職はリーダーシップを発揮して、学校の業務改善をマネジメントしていただきます。また、教職員の働き方への意識改革の推進をしていただきます。

そのマネジメントのもと、教職員は在校時間を意識した働き方を実践し、誇りとやりがいを持って子どもたちと向き合い、自己研鑽の時間をつくり、人間性を高めていただきます。

そもそも学校の役割としては、学力向上であったり、児童生徒の居場所であると考えております。

図の左上の欄になりますが、教育委員会は、教職員が職務に専念できる環境を整備し、教職員の働き方への意識改革を推進し、保護者・地域社会への働き方改革の意義や取組の理解促進を啓発したいと考えております。

その下の保護者・地域社会については、教職員の働き方改革の意義・取組について区教委・学校と共有していただき、また学校と協働しながら教育活動を支援していただきたいと考えております。

これらが好循環になることによって、教職員の心身の健康保持の実現と「誇り」と「やりがい」を持ち、その専門性を発揮できる環境を整えることによる質の高い教育活動の実現ができると考えております。

資料の次のページです。

(3) 取組方針ですが、区のプランについては既存の事務事業を最大限活用し、新たな「人材」「財源」「物品」の投入は必要最小限にとどめ、以下の7つの項目を取組方針として、策定を進めていきたいと思っております。今後、これらについて具体化していく予定でございます。

6つの柱として、教職員が職務に専念できる環境の整備、2つ目が、教職員の

働き方への意識改革、3つ目が、既存事務事業のさらなる効率化、4つ目が、部活動の適正化、5つ目が、学校を支える人員体制の確保、6つ目が、地域との連携・協働、そして最後に、学校現場との課題の共有を掲げております。

資料の次のページです。

5、策定スケジュールですが、本日、教育委員会に報告させていただきました。今後、校長会等と共有していきまして、9月頃に教育委員会へ中間のまとめを報告し、その後、素案を策定し、来年1月以降に最終案を教育委員会へ報告し、計画を策定していきたいと考えております。

資料の最後のページにつきましては、既に実施しています教職員の負担軽減に資する事業等でございます。

説明は以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

上 野 委 員 週当たり在校時間が60時間以上の教諭の割合ということで、表がありましたが、小学校と中学校で大きな差が、東京都全体でも板橋区調査校でもありました。東京都では小学校で37.4%、中学校で68.2%というものですが、この大きな差の要因についてはどのように推察しているのでしょうか。

教育総務課長 やはり部活動の有無というところが大きな要因かと思えます。

上 野 委 員 中学校では部活動のほか、問題行動も要因となりそうですね。

教育総務課長 はい、そうですね。

上 野 委 員 問題行動については、待ったなしの対応が必要となるところもあると思えます。また、週当たりの時間の調査なのですが、どの期間の週で調査をしているのかというところも、調査結果自体が大きく変わってくる要因なのでは思えます。やはり、年間を通じて考えると、学校の教員はすごく強弱があって、その辺りは一般の企業とは大分違う傾向があるのではないかと思います。

管理職の問題も色々あるとは思いますが、年間を通じてとの状況で判断するとなると、先ほど話したようなフレキシブルな時間を探していくなども考えられますが、このような調査結果を踏まえて考えていくと、もう部活動は全部外部に任せるとというのが一番適するということになってしまうと思えます。

それでも、教員になる目的として部活動を通じて子どもたちに教えたいという教員もいるとは思えます。

その辺りの事情もあり、一般の企業と同じような扱いを進めていくのかどうかというところが、私としては少し疑問に感じており、小学校と中学校でこれだけ大きな差があるということについては、やはり部活動が影響しているということの結論と言えるのではないかなと思えます。

教育総務課長　今回、国あるいは東京都の動きについても、その前段にあるのが、文科省の教職員の勤務実態調査です。これは平成28年に行っています。

それを受けて、東京都でも29年に在校時間調査を行っております。

また、それを受けて、板橋区では昨年2月1日から28日の連続した任意の7日間、小学校6校と中学校3校を対象にして調査を行い、その結果は、全体の傾向としては国・都の調査結果と似通ったものであり、かなり学校現場にも課題意識が共有されてきていると思っております。

松澤委員　自分は民間企業しか経験がないものですから、上野委員がさっきおっしゃったように、仕事をやればやっただけ返ってきます。その分、やりがいも見出せる仕事だとは思っていますが、一方で、体を壊す危険性なども実際にあります。学校の先生方とお話をしている、いつも感じるのが、セルフマネジメントという言葉が頻繁に使っていることです。

ご自身をご自身の健康をしっかりと管理できる方であれば大丈夫なのでしょうが、限界を超えてしまうような方もいらっしゃるのではないかと思います。そうした前提で、一日の仕事のスケジュールもそうなのですが、先ほど上野委員がおっしゃっていた1年をとおしてどのようなスケジュールなのか。それを把握することにより、この繁忙期はローテーションで切り抜けられるといったようなこともあるのではないかと思います。ベテランの先生が、教員になって、最初の頃はやはりきつかったとおっしゃっていました。これはどこの仕事でもそうなのではと思いますが、20代や30代には、そうそう楽な仕事はないと思います。ところが、40代や50代には、その経験を活かし、それをキャリアとしてやっていくということがあると思いますので、働き方改革の推進に対し、行政で積極的にかかわりながらも、先ほど上野先生がおっしゃっていたような、教員同士で、やはりマネジメントする先生たちが中心となって、時間の効率化という課題、例えば1時間でどれだけ仕事を進められるかというところでは、1時間かけてゆっくりやってしまうような人もいらっしゃると思います。

あとはその仕事の重要度、優先度という問題だと思います。先ほど上野委員がおっしゃっていたように、絶対やらなければいけないというようなことは、後回しにしてしまうと、より時間が多くかかってしまいますので、初期の対応が絶対に必要なものは早急にやってしまった方が早く済むということもあると思います。

ですから、そうした優先順位、この仕事とこの仕事をここまでやって、明日に備えて自分の時間をつくるというようなところから、自分の時間として、先ほど話のあった教材研究などを自分のスキルアップにつなげていけると思うので、何かそうしたことを、もう少し考えていかないと、学校の先生方は真面目な方が多いので、ルールというものが入ってしまうと、その時間しか自分には与えられていないと、それで家にも持ち帰れないという状態の中で、どうしたら良いのかと迷うことにもなってしまうので、例えばUSBの問題もありましたが、教材についてもセキュリティーがかかっているものと、かかっていないものとを分けてあ

げるとか、持ち出せるものと持ち出せないものとを区別することで、家に帰って、家族もいらっしゃいますし、中にはお子さんもいらっしゃる方もおりますので、家に帰ってから、作業をしながらも家庭の中にいる時間というの、恐らく必要になってくるのではと思うのですが、そうした配慮をしていかないと、やはり先ほど上野委員がおっしゃっていたように、タイムカードは先に押して、その後実際には残って作業をするということも考えられるので、その辺りについては、逆にルールを入れたことによって、もし本当に過労死などが起こってしまった場合に、実態を把握しづらくしてしまっていたのではないかということにもなりかねませんので、そのようなことも踏まえて、行政側としては、ある程度までしか踏み込むことができませんが、学校側として、その先の対策を考えていただければと思います。

上野委員 間違いなく、ある面では便利になって、時間削減になっているところもあると思います。ところが、今、私も苦勞しているのは、個々の対応に相当時間がかかっている可能性があるということ。また、保護者の関係もありますね。

どちらかという保護者の方が、電話の対応から、個別の対応というのが一番、時間が待ってくれないことで、対応している先生が、勤務時間が終わりましたから帰りますと言ったら、保護者は怒ってしまいますよね。

個々の対応策というものは、本当に現場で今、起こっていることであり、来年、再来年になったら、また違った問題が出てくるとは思いますが、私自身も、一人一人の対応というものがすごく時間がかかることだなと感じているので、先生方の意見を聞きながら、ルールで縛りつけても厳しいと思いますし、教材研究というものは、教材を子どもたちに教えられなかったら恥ずかしいのは自分ですから、それはもう絶対に時間をとっていくものなので、個々のイレギュラーの問題の方が多いのではないかなと思います。

教育長 実際のところ、今の上野委員のお話のとおりだと思いますが、指導室長からも意見があればお願いします。

指導室長 上野委員のお話は、学校側の意見として、私としましても、正直に申しまして、とてもありがたいお話だと思います。

今、教育委員会から示している週当たり在校時間60時間というものは、東京都が示しているものとして、月当たりの残業時間が80時間を超えないようにという、その大きなくくりとして、忙しい週もあれば、そうでない週もあるということ踏まえたうえで計算しているものです。

週当たりになると在校時間が60時間程度ではないかという一定の数字があるので、週当たり60時間というの、本来であれば、月当たりの残業時間をもう少しコントロールできないかなという意味合いでの数字としてご理解いただけるとありがたいと思っております。

また、今、突発的な対応というものが本当にありまして、先日も午後7時から

いに小学校1年生の児童が、家に帰ってきていないと保護者から連絡がありまして、学校に残っていた管理職と教員とで9時過ぎまで探しておりました。最終的には、警察がその子どもを保護するというような事案がありました。

そうしたことに對しては、学校にいる人間としてみると、やはり放ってはおけない。保護者が困っていて、何とかしてくれと言っているときには、最大限やれることを一生懸命やるのが教員なのかなと思っていますし、そのことが子どもの命を守ることでもありますし、保護者や地域の信頼を獲得していくということにもつながるのかなと思っています。

また、こういうとなかなか難しいのですが、学校から持ち出せるものと持ち出せないものが当然ありまして、正直、専門的な部分のお話は、学校の中ではなかなか、セキュリティーが厳しくて、インターネットの情報にも制限がかかり、上手に閲覧できなかつたり、活用できない状況もあるので、逆に自宅で自分のパソコンで自由に見たり、あるいは専門の図書館や研究を活用しながら、勉強している教員が比較的多いのではないかなと認識しています。

以上です。

教 育 長 私も心配していることなのですが、新しい学習指導要領が2020年から小学校でスタートしますが、小学校で、外国語活動が3年生から入ってくる。英語科が70時間弱増える。明らかに小学校はコマ数といいますか、授業時数が増えることになります。

ドラッカーの言葉のように、やることよりもやらないことを決めなさいという発想で、学校の中ではかなり行事の厳選という言葉も使っているくらいに絞り込んでいるわけですが、私としましては、実は教育的な価値があるとか、板橋区としてはずっと長い間やってきたということの、そうした教育活動の中でやはり見直しを図っていかなくてはいけないものがあると考えています。

スクラップといいますか、一回止めてみるようなことが、校内だけではなくて、連合行事と言われるものの中にもあるように感じています。

こうした話をする、総論では賛成でも、担当の各論になると、これは大事な行事だということになってくる。その辺りにもメスを入れていくときに、イニシアチブをとっていくのはやはり教育委員会事務局なのかなということを感じていますので、本当に様々なご意見をいただいているように、教員が本来やるべきことは一体何なのかといいますと、それぞれの学校の教育課程を実現するために、ある種、授業ですとか、これは部活動も含めてなのですが、本当にそれ以外のもの、全て教育的価値はあるにはあるが、そこで一回ストップをかけてみて、見直してみるということもぜひ検討をしていってほしいなと思います。

そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 退任学校医等への感謝状贈呈について

(学一1・学務課)

教 育 長 それでは、報告4「退任学校医等への感謝状贈呈について」、学務課長から報告願います。

学 務 課 長 それでは、「学一1」の資料をご覧いただきたいと思います。

5月11日の教育委員会で退任学校医等への感謝状贈呈についてご報告をいたしました。申し訳ありませんが、そのときに、事務処理上、退任届をいただいている、平成29年度末をもって閉校となりました板橋第九小学校及び向原中学校の学校医、学校歯科医の方々に、引き続き、他校で学校医等を継続していない方々が漏れていたという状況がございます。

そのため、資料に記載のとおり、学校医2名、学校歯科医2名の合計4名の方々に感謝状を贈呈させていただきます。

感謝状につきましては、事務局でご自宅に届けさせていただきます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

5. 平成29年度生涯学習課が所管する施設の指定管理業務事業報告について

(生一1・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告5「平成29年度生涯学習課が所管する施設の指定管理業務事業報告」につきまして、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、平成29年度生涯学習課が所管する施設の指定管理業務事業報告についてご説明いたします。

資料は「生一1」をご覧ください。

生涯学習課が所管する指定管理施設としては4施設ございます。

少年自然の家八ヶ岳荘、榛名林間学園、教育科学館、郷土芸能伝承館の4施設でございます。このたび、29年度の事業状況がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

報告の内容としましては、施設の利用状況、また、受付業務、食事の提供がある施設につきましては、衛生管理などの運営状況、また、サービス向上の取組、収支状況、所管課の評価等となっております。

基本的には各施設とも適切に運営管理ができていると、所管課としてモニタリング調査などをして確認して判断してございます。

一方で、個人情報の適正な管理と事故防止に一層努めることと、食事の提供が

ある施設については衛生管理の徹底と食物アレルギー事故の防止などについて、一層努めることを伝えてございます。また、利用者数や施設の稼働率の向上、利用者の利便性、サービスの向上についてさらに工夫をするようにも伝えてございます。

それでは、1件目、少年自然の家八ヶ岳荘でございます。

平成29年度の利用者数は1万3,921人。

前年比で974人の増加、107.5%となっております。

利用者数が増えた要因としましては、例年利用している社会教育団体などが青健事業と重ならないように調整して利用してくれたこと。また、新宿区の教職員研修としての利用が新たにあったことなどが挙げられます。

資料の3ページをご覧ください。

2、管理運営業務実施状況でございます。

(1)のところで、受付業務、食事提供、衛生管理など、運営業務全般において事業計画に基づき適正に運営できていることを確認してございます。また、利用者アンケートにおいても満足度が92%ということで、親切丁寧な接客に努めていたと判断してございます。

その下の3、利用者サービスの向上でございますが、クレジットカード払いへの対応、室内履きの貸出し、朝風呂の実施など、利用者の要望に応える取組を引き続き行っているところでございます。

資料の6ページをご覧ください。

6、所管課の評価等でございます。

(1)の③のところで、区立中学校の移動教室及び青健事業においては、事業が円滑に進められるよう、キャンプ場や国有林入林許可申請の事前手続きですとか、地域の天候、安全状況、観光情報提供などを行うことで協力体制を整えております。

(2)今後の課題といたしましては、食品の衛生、またアレルギーに関して今後も事故が起きないように細心の注意を払って運営に臨んでほしいと伝えてございます。

また、②のところで、31年度のリニューアルオープンに向けて、従業員の研修と育成に注力して、魅力的な事業の企画と展開、効果的なPRの工夫をお願いしているところでございます。

次に、榛名林間学園でございます。

平成29年度の利用者数は1万1,093人。前年比で736人減の93.8%となっております。

前年割れの原因といたしましては、これまで受入れを行ってございました港区の移動教室が終了になりました。このことで7校744人分が減になったということが原因として挙げられます。

2、管理運営業務実施状況でございますが、年々、食物アレルギーの対応が必要な子どもが増えてきてございます。29年度は131人おりました。

28年度が110人ということで、増えている状況がございます。

そのため、担任の先生方と、また保護者の方と事前の確認を綿密に行い、事故が起きないように細心の注意を払って対応しております。

続きまして、3、利用者サービスの向上でございますが、(1)のところ、冬季利用者に対しては、到着前に部屋を暖め、廊下にストーブを設置するなどの対応を引き続き行っているところでございます。

また、(2)のところですが、利用者アンケートで、幼児用の椅子を置いてほしいという要望がございましたので、食堂に5台設置しております。

また、浴場の遮蔽性を向上するために、浴場の前の壁の高さを50cmほど高くするなどの対応もあわせて行っております。

資料の11ページをご覧ください。

(2)の今後の課題でございます。

12月～3月にかけての冬季利用者数が極めて少ない状況でございますので、利用者数を増やす意識をもって、積極的な企画立案をするように求めています。

7年ぶりに榛名湖が凍結しましてワカサギ釣りができるようになったということもございますので、それを合わせて考えるように伝えております。

②のところですが、施設の老朽化が進んでいる状況でございます。

こちらにつきましては、優先順位をつけて、施設や備品の修繕・工事を行う必要があると考えているところでございます。

続きまして、教育科学館でございます。

資料の12ページをご覧ください。

平成29年度の利用者数は21万6,898人。前年比456人減の99.8%となっております。前年を下回っておりますが、25年度に初めて20万人を超えて以来、4年連続で20万人を超えております。

プラネタリウムの観覧者が全体としては減少しておりますが、理由としましては、一般投影の回数を増やすために、幼児向け投影の開始時間を早めたことにより、来館しづらくなってしまったのではないかと考えております。

このことで一般投影の観覧数は3,088人の増となっておりますが、30年度につきましては時程を再編して対応しております。

2、管理運営業務実施状況でございます。

(1)の①の校外教授でございますが、区立小学校52校の移動教室として、プラネタリウムと理科実験学習を例年どおり行いました。また、「小中学校出前授業」ですが、こちらは16校で26件実施しております。

次に、資料の14ページをご覧ください。

⑦の特別イベントでございます。

夏期イベントにつきましては、「鉄道・乗り物展」を7月21日～8月31日まで実施いたしました。こちらは実際に乗ることができるリニアモーターカー等、興味を引く展示内容となるように工夫して実施しております。

また、5回目の開催となりました「いたばし自由研究作品展」ですが、応募作

品数が159作品ということで、回を重ねるごとに増えている状況がございます。また、29年度につきましては、優秀作品について、2月に本庁舎1階のイベントスペースで展示を行いました。

資料の16ページをご覧ください。

6、所管課の評価等でございます。

(1)の②でございますが、28年度から行っております、レゴマインドストームを使ったプログラミング教室でございます。

応募倍率が1.83倍となり、ニーズが高まっている状況もございますが、これまでにファーストレゴリーグへの出場までは至っていないというのが現状でございます。

30年度につきましては、チームを結成して出場をめざすということで、私も館長と直接確認をしてきておりますので、成果を期待したいと思っております。

次に、(2)今後の課題でございます。

29年度につきましては、外壁補修と屋上防水工事を実施しましたが、プラネタリウムの更新につきましては、今後考えていかなければならないと認識しております。リース契約等も視野に入れて検討を進めていく必要があるということで、この件につきましては、財政当局とも相談を継続しているところでございます。

最後に、郷土芸能伝承館でございます。

資料の18ページをご覧ください。

平成29年度の利用件数は1,295件。前年比19件減の98.6%となっております。

利用人数につきましても、前年比829人の減、95.4%となっております。

理由としましては、利用料金の値上げがございました。こちらが影響しているものではないかと考えているところでございます。

一方、施設使用料でございますが、この値上げによりまして、前年比6万1,515円の増収となっております。104%という数字が出ています。

2、管理運営業務実施状況でございます。

こちら、管理運営、維持管理とも、適切に行われていることを現地調査などで確認しています。

資料の次のページにありますとおり、トイレの洋式化工事、照明器具の交換など、利用者の利便性向上のための工事も、適宜、行っている状況でございます。

3、利用者サービスの向上でございます。

(3)太鼓利用団体が多いということで、板橋第九小学校の閉校に伴いまして、締太鼓1台をいただきまして、利用団体に貸出しをしている、そうした工夫もしているところでございます。

資料の20ページをご覧ください。

5、所管課の評価等でございます。

(1)の③利用団体発表会でございますが、こちらは成増アクトホールで2月

17日に実施いたしました、入場者数は400名ということで大変盛り上がったところでございます。

こちらにつきましては、館長を中心として、各参加団体に役割分担をしまして、本番当日はスムーズな舞台進行ができたという評価しております。

(2) 今後の課題でございますが、利用件数の維持・増加に向けまして、今年度から指定管理者が自主事業を行えるように基本協定を改定してございます。

年度協定にも、その旨、追記してございますので、施設の周知活動事業に主体的に取り組んでほしいことを伝えてございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 まず、八ヶ岳荘ですが、管理運営業務実施状況の中で、近隣施設である立場川キャンプ場などの許可申請の事前手続きというところがあったのですが、実際にその立場川を利用すると、草がかなり、大人の胸のところまで茂っていたりして、前の日に行ってそういうものを切ったり、倒したりして使うようにしたりですとか、また、去年はトイレが全く掃除されていなくて、利用することが大変だったということがありました。

そうしたことがあって、反省として出ているのかもしれないのですが、実際に八ヶ岳荘の方にそうした意見を出すのか、また、直接管理している県の方に出すのかという問題もあるので、できれば1つずつの団体からのことではなくて、板橋区がこの八ヶ岳荘としてまとめて意見を、予約だけではなくて、使用に関しての要望などを出せるような支援もしていただけたら良いなと思いました。

それから、もう1点は教育科学館なのですが、こちらの校外教授について、中学校の利用が中台中学校だけで、あとは出前授業が3校あったということなのですが、すぐ隣に上板橋第三中学校があって、そこが利用していないということは大変残念だなと思います。

今度、中央図書館が移転して来るということで、上板橋第三中学校の子どもたちにも、自分たちが利用したくなるような図書館とはどのようなものなのかという話をさせていただいていますので、もっと学校との連携を深めていただけてほしいと思います。教育科学館で行われている自由研究作品展でも、中学生の作品がとても少ないという現状もあります。

ですから、中学生との交流を図って、意見を取り入れるなどして、どういうところが魅力が足りないのかということも探っていただけて、ぜひ中学生も利用できるような内容にさせていただければなと思いました。

生涯学習課長 先ほどの立場川キャンプ場等の使用の支援につきましては、状況を私どもも認識しておりますので、どこに要望を出すべきなのか、より使いやすい方法を探しながら支援の形をしっかりと整えていきたいと思っております。

また、中学校の利用につきましても、定例校長会等ではPRさせていただいて

いるのですが、個別に各学校を回るなど、きめ細かい活動も必要かと思しますので、教育科学館と図書館と連携しながら行っていきたいと思ひます。

教 育 長 この4つの施設の指定管理に関しては、ここ数年、非常に工夫が見られるようになって、改善されてきたなということを実感しています。

そうした中で、教育科学館については、葛飾区がつい最近、新しいプラネタリウムに変えたという情報がありますので参考にしてほしいと思ひます。また、プログラミング教室については、プログラミングの講座をたくさん増やして、それでもまだ参加倍率が上がっているということは、やはり需要が増えているということだと思ひますので、この辺りの工夫をお願いしたいのと、先ほど上板橋第三中学校の子どもたちの話もありましたが、放課後に自由にプログラミングの活動ができる場を、これは前からずっとお話しさせていただいていることですが、プログラミングが好きな子どもたちが区内から集まって、様々な試行ができるような機会をレゴリーグとも絡み合わせてつくって行って、どなたか指導できる方がいればそれにこしたことはないと思ひますが、そうした場が1つあることによって、興味がある子どもたちが集まってきやすくなるのかなと思ひます。

主催講座はもちろん指導できるような方が教えていくというものですが、それをさらに進めて、子どもたち自身で考え、このようなことをやってみたいというようなことができる場所づくりといひますか、そこまで発展していけるように心がけていただければと思ひます。

生涯学習課長 葛飾区のプラネタリウムの情報につきましては、アポイントを取っているところでございます。ぜひ勉強していきたいと思ひています。

また、プログラミング教室、自由に使える場をとということで、教育長から事前にご要望をいただいておりますので、現在、指定管理者と検討を進めているところでございます。

ハードルが高いところではあります、形にできるように話を詰めております。

教 育 長 ありがとうございます。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

6. 平成29年度郷土資料館事業結果報告について

(生-2・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告6「平成29年度郷土資料館事業結果報告について」、生涯学習課長から報告願ひます。

生涯学習課長 それでは、平成29年度郷土資料館の事業結果報告についてご説明させていた

だきます。

資料は「生－2」をご覧ください。

郷土資料館は指定管理施設ではなく、生涯学習課の自主管理運営施設でございます。こちらにつきましても平成29年度の事業の実施状況がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

29年度の入館者数でございますが、4万1,489人。前年度比で4,210人の減。90.8%となっております。

ページの下段に年度別の入館者数がございます。

27年度の3万4,740人と比べますと増加しておりますが、結果としましては前年度を下回っているという状況でございます。

見やすくグラフにしたものが、資料の次のページの下のところがございます。28年度に回復の兆しがあったのですが、全体的には減少傾向が続いている状況でございます。

こちらにつきましては、今年度から展示リニューアルの計画が始まります。

将来的には入館者数の増加に必ずつなげてまいりますので、ご期待いただければと思います。

資料の3ページからは事業の結果となります。

29年度の展示事業としましては、農具から始まりまして、櫻井徳太郎先生、教育ヒストリー、荒川の歴史を開催してまいりました。

資料の4ページには館外の展示や事業が載っております。

板橋の平和展での展示、また、区民まつり、農業まつり等への参加で、武者行列や、古武道の演武などを行っております。

資料の5ページ。赤塚ふるさと事業、古民家年中行事でございますが、郷土資料館にございます古民家におきましては、四季折々の飾りつけをするほかにも、マコモ馬作り、また、しめ縄作りなどの体験も実施しております。

その下の4番、郷土資料館講座としましては、鎧や古文書などについての講座形式、また、和紙の折紙や兜づくりでは体験教室形式で実施しております。

資料の7ページの下のところ、(9)ですが、社会科見学の受入数が載っております。29年度は46校、3,454人の児童が見学に訪れてございます。

先ほど申し上げましたとおり、今後は展示リニューアルの作業となります。

今年度に設計作業を、来年度に工事を行うスケジュールとなっております。

これまで以上に、見やすく、分かりやすい郷土資料館をめざしてまいります。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

7. 平成29年度板橋区立図書館指定管理業務事業報告について

(図-1・中央図書館)

教 育 長 それでは、報告7「平成29年度板橋区立図書館指定管理業務事業報告について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 平成29年度区立図書館指定管理業務事業報告につきまして、ご説明いたします。

資料は「図-1」をご覧ください。

3事業者を指定しております、地域図書館10館の指定管理業務の平成29年度の実施状況につきまして、概要版によりご報告させていただきます。

いずれの事業者においても、事業計画に基づき、適正に運営を行っております。まず、資料の2ページをご覧ください。

こちらは、株式会社図書館流通センターの事業報告概要でございます。

管理施設は、赤塚図書館、高島平図書館、成増図書館の3館で、管理業務運営体制と人員配置では3館を取りまとめる統括責任者を配置し、3館の連絡調整、本部からのサポート体制を強化しております。

図書館事業につきましては記載のとおりでございます。

資料の3ページにお進みください。

事業の実施状況でございます。

おはなし会や映画会は季節や地域特性に合わせた内容で展開をしております。

実績は表のとおりとなっております。読書推進につなげるような形でいずれの事業も実施をしているところでございます。

4、自主企画事業の実施状況でございます。

こちらにつきましても、各館ごとに工夫を凝らして、事業計画よりも大幅に増やして実施をしております。

例えば④、開館20周年を迎えました成増図書館の記念行事といたしまして、9月に開催された地元の郷土芸能であります板橋区無形民俗文化財の成増里神楽の演舞を披露するなど、地域に根差した取組もございました。

続きまして、資料の8ページをご覧ください。

10、中央図書館の評価でございます。

まず、各館とも個人情報管理につきましては、管理運営を徹底し、研修の実施も増し、事故等の発生も見られませんでした。また、利用者数、貸出数は残念ながら3館合計では前年度より減じておりますが、夏季など利用者が多く見込める時期の悪天候など、減じた要因は推定されているところです。

映画会の開催では前年度を上回るなど、企画によっては多くの集客も見られております。

また、先ほどご説明いたしました自主企画事業においては、前年度以上に事業数、実施回数を増やしまして、幅広い年齢の方が参加可能な事業を展開し、この事業の参加者数が増加した点は評価しております。各館では、来館者の減少傾

向を解消するため、展示事業企画に工夫を凝らしているところでございます。

例えば赤塚図書館は従来の図書館の利用サービス向上だけではなくて、これまで利用がなかった方に対しても図書館に興味・関心を持ってもらえるように、新規の利用者を開拓する事業として、ボードゲームなど、新しい取組も行われております。

また、高島平図書館におきましては、地域福祉、高齢者の生きがい推進といった特色ある蔵書、資料収集を増やしておりますが、それと合わせて展示コーナーで関連する企画を展開するなど、資料提供と事業企画をリンクした取組を評価しているところでございます。

続きまして、資料の11ページにお進みください。

こちらは株式会社ヴィアックスの事業報告概要でございます。

管理施設は、清水図書館、蓮根図書館、西台図書館、志村図書館の4館でございます。

管理業務運営体制につきましては、正社員、常勤職員を中心に配置いたしまして、安定した図書館運営が実施できる人員配置となっております。

資料の12ページにお進みください。

図書館事業の実施状況でございます。

おはなし会につきましては、各館ともにボランティアサークルなどと共同で経営をしております、実施されております。また、映画会につきましては、開催の際に映画の内容に即した展示を合わせて行うなど、読書推進につながる工夫も加えております。

続いて、4、自主企画事業でございます。

記載のとおりとなっております。

例えば③、蓮根図書館の「のまりんの紙芝居劇場」では、紙芝居そのものの実演を楽しんでもらってから、引き続いて講演を行って、実際に紙芝居の演じ方の講演を展開いたしました。見て終わりではなくて、家やイベントなどでも実践できる講演と合わせる試みもございました。

続いて、資料の16ページをご覧ください。

一番下になりますが、10、中央図書館の評価でございます。

4館ともに、学校連携事業などに力を入れまして、定期的な訪問による情報共有に始まりまして、活発な団体貸し出しや、YA、ヤングアダルトコーナー向けのブックリストの発行なども見られ、評価をしているところでございます。

各館の事業の一例といたしましては、例えば②、蓮根図書館では、近隣する蓮根第二児童館に出張しまして、読み聞かせ会を開催するなどして、相互の利用促進を図る取組をしております。

各館での今後の課題としては、実績のある自主事業によって得た利用者が継続的に図書館に来館するような展開を期待しているところでございます。

続きまして、資料の19ページをご覧ください。

丸善・東急コミュニティー共同事業体でございます。

管理施設は、氷川図書館、東板橋図書館、小茂根図書館の3館です。

管理業務運営体制は、図書館サービスの代表企業である丸善雄松堂が、施設管理は、東急コミュニティーが行っております。

3、図書館事業の実施状況につきましては、表のとおりとなっております。

おはなし会につきましては、英語おはなし会やピアノ演奏を取り入れたおはなし会など、内容を工夫して実施しております。

資料の20ページに進んでいただき、4、自主企画事業についてでございます。

こちらでも工夫を凝らした事業が実施されております。

例えば、③、「化粧のちから」では、近隣の資生堂美容技術専門学校の協力で講師をお招きしまして、「40代からのいきいき美容」、「20代、30代のつややか美容」といったタイトルで、スキンケアやメーキャップ講座などの実施をし、好評を得たところでございます。

最後に、資料の24ページをご覧ください。

中央図書館の評価でございます。

地域、学校連携企画につきましては、意欲的に取り組んでいると評価しております。氷川図書館では、商店街・銀行に図書館のコーナーを設置して、アウトリーチの事業を展開し、情報発信も進めております。

また、東板橋図書館では、地域の歴史資源である中山道板橋宿、加賀藩に関連する展示や、歴史講座を年3回に分けて実施し、郷土資料館との連携も見られたところです。

小茂根図書館では、保育園やあいキッズでの読み聞かせやボランティアをほぼ毎月派遣するなど、継続した事業展開を進めてまいりました。

地域図書館10館の実績報告ですが、29年度が指定管理期間の最終年度となりました。30年度からは新たな協定のもとに事業が展開されております。

なお、最後にご報告をいたしました氷川図書館、東板橋図書館、小茂根図書館を管理していました業者は、今年度からはナカバヤシ株式会社東京本社が引き継いでおります。

中央図書館では、連日、館長会を実施しまして、各地域図書館の連絡調整と事例紹介などを行って、水準の維持と好事例の共有によるサービスの向上を図っているところでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 どの館も入館者数は伸び悩んでいる中で、貸出冊数が伸びた図書館もあって、自主事業ですとか、地域との連携、または学校との連携など、色々と頑張っているだけで、魅力的な企画をたくさん行っていただけて良かったと思います。

学校連携や、ヤングアダルト対策など、素晴らしい取組がたくさんあるので、

ぜひ館長会議の中で素晴らしい事例を共有していただいて、図書館ごとに条件は違うと思うのですが、できることはどんどん取り入れていただきたいと思いますと思っています。

サービス水準の件で、図書館サービスの維持向上というところを読んでいきますと、障がい者サービスについて、ほとんどの館でも書かれています。対面朗読の人数や回数ですとか、宅配サービスの冊数ですとか、そうしたものが数字で示されているのだと思うのですが、実際に、それぞれ対象の方がいなかったり、体調をこわされて対面朗読サービスが実施できなかったなどということで、かなり数字が減ってしまっていると思います。

それぞれ視覚障がい者用のチャイムを設置したり、バリアフリー映画会を行ったり、障がい者施設へ広報活動を行ったりするなど、数字にはあられない対策をしっかりとっていただいているので、今後、このサービス水準のところで評価の方法というところを少し検討していただければと思います。

同様に、学校連携の中でも、調べる学習のコンクールの参加点数について数字で挙げられていると思うのですが、これも以前と違って、出せる点数が変わってきているかと思っています。学校の中での「クラスの数×何点」という形で、すごくたくさん参加しているにもかかわらず、図書館には出せないというような学校もあって、学校まで出向いて講座をしたり、また図書館の中でも事前学習会をしたりするなど、様々な努力をしているので、そうした点が評価されるような形に変えていくことはできないのかなど、この実績を読んで感じました。

中央図書館長 ありがとうございます。まず、図書館の利用者の部分に関しては、自由来館施設になりますので、事業の充実を図るとともに広報をしっかりとっていくことが大切であると思います。

貸出しの件数というところでは、相互貸出しであるとか、インターネットを通じた予約であるとか、そうしたところも増えてきていることが影響しておりますので、そこをさらに充実させていくということも大きな課題のひとつであると思っています。

障がい者サービスに影響するような評価の仕方についても、検討してまいりたいと思います。

また、調べる学習の部分についても、実態に即した運営というものをできるような形で考えていきたいと思っています。

教 育 長 全体をとおして、昨年度は「とびだせ！としょかん！」という事業が、非常に特色があって、中央図書館と地域図書館が協力して、素晴らしい内容、方法であったと思って大変高く評価したいと思っています。

先ほど、高野委員からもお話がありましたように、個々にイベントを行っていますが、全体で何か行うイベントなどを持つことによって、お互いにどういうことをしているのかが分かるというところでは、ぜひ今後もそうしたイベントをお考えいただければと思っています。

よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんでしょうか。

新しい学校づくり課長 去る6月18日でございますが、大阪府の北部におきまして震度6弱の地震が発生いたしました。この地震の際に小学校に設置してございますブロック塀が倒壊し、小学校4年生の児童がそれに挟まれて亡くなるという痛ましい事故が発生してございます。

この事故を受けまして、翌19日から、区内の学校を含みます公共施設全体のブロック塀の緊急点検というものが区において実施されてございます。

その結果につきまして、昨日、区長部局で報道発表がございました。

総務部総務課で議員宛てに速報という形で資料が発信されてございましたので、本日、それを机上に配付させていただきました。この内容に沿ってご報告をさせていただきますいと存じます。

まず、資料の記書きの1、点検の実施状況についてというところでございます。

区が管理する全施設を対象に、簡易項目による目視調査を各施設の職員により実施してございます。

その結果に応じて、建築技術職員が現地調査を行っているというところでございますが、特に学校施設につきましては、当初から私ども新しい学校づくり課に在籍してございます建築技術の職員が調査を実施してございます。

全小・中学校、特別支援学校、幼稚園等76校園につきまして調査を行ったところ、資料には「建築基準法」と書いてございますが、厳密には「建築基準法施行令」に当たりまして、これに不適合であり、なおかつ劣化が認められた学校園が6校確認されてございます。

そのうち早期に対応が必要だと判断をいたしました志村第三小学校、上板橋小学校、赤塚第一中学校の3校につきまして、本日より緊急工事ということで業者の手配をいたしまして、順次、危険性のあるブロック塀の撤去の作業に着手したところでございます。また、残り3校につきましても詳細な調査をさらに詰めまして、早急に工事に着手できるように、今、準備を整えているところでございます。

学校園以外の施設につきましても、6月中に詳細な調査をまとめて、区で全体的な対応をとっていくという予定でございます。

また、調査の具体的な手法、内容につきましては、国土交通省で発行してございます資料をお手元にお配りしてございますが、こちらにつきましては、施設整備担当副参事からご説明させていただきたいと存じます。

施設整備担当副参事 それでは、ご説明いたします。

「ブロック塀の点検のチェックポイント」という資料、こちらが国土交通省か

ら示された資料でございます。

今回の緊急点検の中で先行して行ったものについては、大阪府の事故に類似したものといえますか、コンクリートの構造物の上にブロックが乗っているものということで、そうしたものを先行して調査を行ったところでございます。

資料の図の中の控え壁と言われるものがない、もしくは少ないということで、そうしたところを建築基準法施行令に適合しないという判断のもと、3校については優先的に対応していくところでございます。

ただし、この3校について、今すぐ倒壊の危険性があるかということにつきましては、この控え壁はないものの、例えばコンクリートで控え壁のようなものが実際はあるものでございますが、この基準には合致しないということで対象にはしたところでございます。

また、一連の壁の中で、厚みについては15cmしっかりとられておりまして、恐らく鉄筋についてもしっかり配筋をされているというところではございますが、コンクリート構造物に乗った状態で、全体の高さがやはり高いということで、3校を指定したところでございます。

3校の状況でございますが、赤塚第一中学校につきましては、既に公道に面して、区道に面しているというところもございまして、仮囲いを先行して実施して、ガードマンを立たせてという対応で、まずはその付近を通る通行者に対する安全を確保したところでございます。

あわせて、昨今問題になっております塗料の中にアスベストが含有しているかという部分については調査を並行して行ってございまして、その結果、アスベストを含んでいないということを確認したうえで、実際のブロックを壊すという部分の工事に入っていきたいと考えております。

次に、志村第三小学校につきましては、公道ではないものの、通路というものに面してございまして、ここについてはコンクリートの壁が多少配置されているもので、安全性の確認はとれておりますが、先ほどの仮囲いという対策はとらずに、工事業者の準備がとれ次第、撤去の作業に入っていきたいと考えています。

また、上板橋小学校につきましては、隣地のお寺との間、これは道路には面していないものですが、このところで境界等のことはございますが、お寺に確認をとりまして、まずブロック塀の撤去についてはやってみようとなつてございます。また、プールに面しているところについても、先ほどの志村第三小学校と同じものでございますが、コンクリートの補強が入っておりますので、すぐに倒壊する危険性はないものの、準備ができ次第、撤去ということで考えてございます。

それから、ここに校名は挙げておりませんが、残る3校としましては、火曜日の時点で、控え壁がない恐れがあるということで、工事を所管しております施設経営課が詳細な調査に入っておりまして、状況が判明次第、学校にはお知らせして、例えばプールであればプールを使用禁止にするなど、必要な措置をとりつつ作業も順次、進めていきたいと考えております。

また、全校につきましても、多少なりとも控え壁がないですとか、高さについ

での危険性があるものについては、状況が分かり次第、順次、対応していくこととしております。

簡単ではございますが、説明については以上でございます。

教 育 長 全国的にも、特に学校関係のブロック塀のチェックが入っている状況です。

地域教育力推進課長 速報の2、今後の調査についての3行目に、「区内の通学路については、指導・要請を実施する予定」とありますが、これは建築サイドの考え方でございまして、通学路については、小学校について毎年調査を実施しております。

先週の木曜日には、各学校に、交通安全のための調査なのですが、その調査の中で、塀にクラック等が入っているような、危険と感じられるようなブロック塀については区に情報を上げてくださいますようお願いし、そのうえで立入調査権があるような建築サイドに取り次いで確認していただくというようなことで、各学校には連絡させていただいておりますので、合わせてご報告させていただきます。

施設整備担当副参事 今回の件でございますが、詳しくは建築指導課というところで、危険なブロック塀について指導を行っているところでございます。

危険なブロックについては、通学路をメインとして、公道に面しているものを、平成7年に調査し、危険度を判断したうえで、現在では70数件、危険ということで、毎年、調査をかけて、お手紙を送って指導しているところでございます。

今回の通学路ですとか、あとは、ブロックの道路管理でも調査をかけた結果、危険なものについては、再度、建築指導課で調査した結果、危険であれば危険という指定をさせていただいて所有者の方に働きかける、そうしたことを全区的にやっていきたいと考えているところでございます。

教 育 長 よろしくお願いたします。
そのほかございませんか。

(はい)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。
ありがとうございました。

午後 00時 07分 閉会